

## 中国におけるリスクマネジメント ミニコラム 第5回 中国における商業賄賂

自動車部品メーカー元役員が外国公務員贈賄罪(不正競争防止法)による逮捕から、再び注目を浴びることとなった中国における賄賂リスクだが、中国の賄賂の処罰範囲は日本より広く、民間企業間の利益の供与・收受についても処罰の対象とされる場合があり、実際に、日本企業を含む複数の外資系企業が摘発されている。

本稿では、民間企業間の贈収賄である「商業賄賂」について、中国における法規制や、関連する実務について解説する。

なお、本文中における見解は筆者の私見であることを予めお断りしておく。

### I. 商業賄賂とは

#### 1. 総論

日本では株式会社における取締役等の役員を除き、公務員や、みなし公務員が関与する贈収賄のみが処罰の対象とされているが、中国では公務員が関与しない、民間企業や従業員間の贈収賄についても処罰の対象とされている。さらに、典型的な贈収賄で想起される金品の供与・收受に限らず、法令の定める要件に該当した場合には、リベートや値引き、あるいは会計帳簿の記載など、日常業務の1つの活動が贈収賄につながるものとして認定されるおそれがある。

#### 2. 商業賄賂規制により摘発された外資系企業の事例

実際の摘発事例としては以下のようなものがある。

##### (1) 日系オートファイナンス会社による贈賄<sup>1</sup>

日系オートファイナンス会社が、同社の自動車ローンを優先的に推薦する見返りとして、複数の自動車ディーラーに「手数料」や「サービス料」名義のリベートを支払ったとして摘発され、違法所得42万円の没収および罰金14万円を科された。同社の1年満期の自動車ローンの利子は10~13%(中国の四大国有銀行の利息は7%)で、そのうちの一部を自動車ディーラーに支払っていた。

##### (2) 米系大手飲料メーカーによる贈賄<sup>2</sup>

米系大手飲料メーカーが、新商品の販売に当たり、複数の小売業者に初回陳列費および場所代として約25万円を現物で支払い、また、この支払を販促費用の科目で記帳していたとして摘発され、違法所得の没収および罰金の合計70万円を科された。現物での支払が実質的な値引きと判断されたと考えられている。



1 サーチナニュース(2010年9月21日) [http://news.searchchina.ne.jp/dispatch.cgi?y=2010&d=0921&f=business\\_0921\\_081.shtml](http://news.searchchina.ne.jp/dispatch.cgi?y=2010&d=0921&f=business_0921_081.shtml)

2 人民網English(2009年9月25日) <http://english.people.com.cn/90001/90778/90857/90860/6767606.html>

### (3) 英系大手製薬メーカーによる贈賄<sup>3</sup>

本稿の執筆現在、英系大手製薬メーカーが中国当局の捜査対象とされており、医師や政府関係者に対する約5億ドル(約500億円)の贈賄容疑などで、4人の中国人幹部が逮捕されている。捜査の結果を待たず、医師による販売員との面会拒否が多数発生し、製薬業界全体で中国での売上げが20～30%減少したとの調査結果がある。また、当該メーカーの2013年7～9月の中国の売上げは、前年同期比で61%減と大幅に落ち込んだ。

### (4) 仏系大手小売業者社員による収賄<sup>4</sup>

仏系大手小売業者社員8名が、製品の納入や陳列上の優遇等の見返りとして、納入業者らから、リベートを受け取っていたとして摘発され、1～5年の禁固刑、1万7千元～11万4千元の罰金を科された。

## 3. 関係法令等の概要

商業賄賂の規制については、主に、刑法<sup>5</sup>、不正競争防止法<sup>6</sup>(以下「不競法」という)、商業賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する意見<sup>7</sup>(以下「商業賄賂刑事案件に関する意見」という)、そして商業賄賂の禁止に関する暫定規定<sup>8</sup>(以下「暫定規定」という)といった各種法令等に定めがある。刑法を補足説明するものが商業賄賂刑事案件に関する意見であり、不競法を補足説明するものが暫定規定である。

刑法の商業賄賂に関する規定は、会社および企業の管理秩序を妨害する罪および汚職賄賂の罪に含まれていることから、職務の公正性の確保を目的としていると考えられる。一方、不競法の規定については、暫定規定1条に、公平な競争秩序の維持・保護を目的とする旨が明記されている。また、刑法は財物の供与・收受そのものに焦点を当てているのに対し、不競法は、帳簿への不適切な記載を問題とするなど、それぞれに異なる特徴がある。

## 4. 商業賄賂における贈賄の種類

### (1) 商業贈賄に係る規制の概観

贈賄に係る規制の概観は下表のとおりとなる。以下、各規定の概要を紹介する。

【図表1】

規定	供与者	收受者	供与物	目安となる金額
刑法164条	個人、組織	個人	財物	個人による贈賄:1万元以上
刑法391条	個人、組織	組織	財物、リベート、手数料	組織による贈賄:20万元以上
不競法8条	個人、組織	個人、組織	財物、リベート、手数料、その他	明文の規定等なし

3 日本経済新聞(2013年8月2日、同年10月24日)  
[http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK3002R\\_Q3A730C1000000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK3002R_Q3A730C1000000/)  
[http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2400Q\\_U3A021C1EB2000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2400Q_U3A021C1EB2000/)

4 AFPBB News(2008年7月2日) <http://www.afpbb.com/articles/-/2412927?pid=3096291>

5 中華人民共和國人民代表大會法規制データベース [http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/2007-12/13/content\\_1384075.htm](http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/2007-12/13/content_1384075.htm)

6 中華人民共和國人民代表大會法規制データベース [http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/2007-12/12/content\\_1383803.htm](http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/2007-12/12/content_1383803.htm)

7 中国共産党新聞網 <http://cpc.people.com.cn/GB/64093/64371/8406875.html>

8 中華人民共和國国家工商行政管理総局ウェブサイト [http://www.saic.gov.cn/jgzf/fldyfbzljz/201309/t20130925\\_138307.html](http://www.saic.gov.cn/jgzf/fldyfbzljz/201309/t20130925_138307.html)

## (2) 刑法164条(国の職員ではない者に対する贈賄罪)

### ①主観的要件

財物の供与に加え、「不正な利益を得る目的」という心理状態を処罰の要件としている。「不正な利益を図る目的」の定義について、商業賄賂刑事案件に関する意見9条にて、法令や政策等に違反する利益を得ようとする事、または条例や政策、業界の規範等に違反する助力、便宜的条件の提供を要求することとの説明がなされている。

### ②「財物」とは？

金銭および現金のほか、金銭によって評価できる財産的利益(建物の内装、プリペイドカード、商品券、旅行費用)も含むと定められている。

### ③目安となる金額について

図表1に記載の金額に該当する場合について、当局に刑事事件としての立件および訴追が義務付けられている<sup>9</sup>。なお、この金額は1回の贈賄行為の金額ではなく、公訴時効が成立していない期間の累計額であることに注意が必要である。また、公訴時効の長短は法定刑の軽重によるところ、刑法164条の法定刑・公訴時効は、図表2のとおり贈賄金額の多寡により異なる。なお、「金額が比較的大きい」と「金額が巨額」を区分する判断基準について、統一的なものは見当たらない。

【図表2】

条件	法定刑	公訴時効 <sup>10</sup>
金額が比較的大きい	3年以下の有期懲役または拘留	5年
金額が巨額	3年以上10年以下の有期懲役および罰金 <sup>11</sup>	15年

## (3) 刑法391条(組織に対する贈賄罪)

### ①主観的要件

刑法164条と同様、「不正な利益を得る目的」という心理状態が処罰の要件となっている。

### ②財物、リベート、手数料

財物については刑法164条と同様である。リベート、手数料が経済取引における国家の規定に違反するものかどうか、本条違反となるかの判断基準となっている。国家の規定には、当然ながら不競法も含まれるため、リベート、手数料等の詳細については、不競法8条の項目にて後述する。

## (4) 刑法上、許容される贈答の範囲

ここまで述べてきたとおり、民間企業同士の財物の供与・收受が処罰対象とされているものの、春節の紅包や中秋節の月餅等の儀礼的贈答がすべて賄賂と認定されるわけではない。商業賄賂刑事案件に関する意見10条は、賄賂と贈答の区別は、以下の要素につき考慮、全面的な分析を行い、総合的に判断しなければならないとしている。

- 財物の受渡しが発生した背景(親族・交友関係、過去の交流の状況)
- 供与・收受された財物の価値
- 財物の供与・收受の原因、時期および方式並びに職務上の請託の有無
- 收受者が職務上の便宜を利用して提供者の利益を図ったか否か

9 最高人民検察院公安部の公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定(二)

11条 中華人民共和国公安部ウェブサイト <http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3778/n4303/2417768.html>

10 刑法87条に、法定刑の軽重に応じた公訴時効が定められている

11 本条における罰金の上限額は明示されていない

なお、具体的な金額基準を明示する規定は存在しないものの、参考にできる規定等として、以下の2つがある。

①「対外公務活動における贈答品の供与および收受に関する国務院規定」<sup>12</sup>

国家公務員に関する規定ではあるものの、本規定第7条によると、200元以下の贈答品であれば国家公務員が自ら保有、使用することが許されている。

②中国研究開発製薬企業協会<sup>13</sup>「Code of Practice 2010」

大手製薬メーカーで構成される同協会の倫理基準にて、以下のとおり金額基準が定められている。

- 接待は、主催イベントに付随し、かつ、原則1人当たり300元以下のものに限る。
- 宣伝用物品の提供および提供の申し出は、1つ当たり100元以下のもの（例えばペン、メモ帳、手術用手袋）で、かつ当該医療関係者の業務に関連性のあるものに限る。
- 医療用物品の提供および提供の申し出は、医療サービスおよび患者ケアの向上に有益である場合で、かつ1つ当たり500元未満の医学教科書、定期刊行物や雑誌、あるいは解剖模型、解剖図等に限る。引換券や買い物カードによる提供は認めない。
- 儀礼的贈答品の提供は、国慶節や中秋節などの祝日に合わせた、1人当たり200元以下のものに限る。タバコ、アルコール、スポーツの観戦チケット等は認めない。

(5) 不競法8条(贈収賄行為、記帳義務)

①主観的要件

賄賂による商品の販売または購入の機会獲得および条件改善を企図することが不競法における商業賄賂の主観的要件とされている。

②供与物

不競法8条および暫定規定2条は「財物又はその他の手段」と定めている。財物とは現金および現物を指し、上述した刑法上の定義と大きく異なることはない。暫定規定2条はより詳細に、販促費、宣伝費、賛助金、科学研究費、労務費、コンサルティング料、手数料等の名目、または各種費用の清算による財物の供与も含むとしている。

刑法における規制との相違点として、「その他の手段」に、財物以外の利益(子や家族の留学手配等)が含まれている点が挙げられる。

③行為類型

暫定規定5条～8条に、概要以下のとおり禁止行為が規定されている。既述のとおり、会計記帳に着目した規制となっている。

- a. 財務会計制度の規定に従った、明確かつ事実どおりの帳簿記載を伴わないリベート(商品代金の一部返還)
- b. 契約に約定する金額および支払い方式に基づく、財務会計制度の規定に従った明確かつ事実どおりの帳簿記載を伴わない値引き(代金差引、返金)
- c. 事実どおりの帳簿記載を伴わない仲介手数料
- d. 商業上の慣習による少額の宣伝用景品の範疇を超えた現金または物品の供与

12 新華網ウェブサイト [http://news.xinhuanet.com/lianzheng/2005-08/09/content\\_3330105.htm](http://news.xinhuanet.com/lianzheng/2005-08/09/content_3330105.htm)

13 大手製薬メーカーがメンバーとなって構成されている非営利団体。英語名はR&D-based Pharmaceutical Association Committee (RDPAC) of China <http://www.rdpac.org/>

これらの規制の態様により、事務ミスによって生じた契約書や発票<sup>14</sup>、代金支払い、会計処理等の不一致についても、当局から商業賄賂の疑いをもたれる可能性がある。この点、物の動きを伴わないリポート等については、本来、営業税発票を発行する必要があるものの、実務上、製造や小売を行う企業が営業税発票の発行を頻繁に行うことは困難であることから、通常の増値税発票を利用し、値引きとして処理しているケースが多々ある。加えて、中国では大手小売業者の交渉力が強く、ディスカウントや、店舗改修費、購買契約更新費といった名目でのリポートの要求が頻繁になされることから、書類上の不一致が生じやすいことに留意が必要である。

## 5. 商業賄賂における収賄の種類

### (1) 収賄に係る規制の概観

収賄に係る規制の概観は下表のとおりとなる。収賄についても、各規定を紹介する。

【図表3】

規定	收受者	收受物	目安となる金額
刑法163条	個人	財物、リポート、手数料	5,000元以上
刑法387条	組織		
不競法8条	個人、組織	財物、リポート、手数料、その他	明文の規定等なし

#### ① 刑法163条(国の職員ではない者の収賄罪)

- a. 行為態様  
「職務上の便宜を利用し、他者の利益を図る」ことが処罰要件とされている。
- b. 財物、リポート、手数料について  
贈賄規制と同様である。
- c. 目安となる金額について  
贈賄規制と同様、上表記載の金額に該当する場合、当局に刑事事件としての立件および訴追が義務付けられている<sup>15</sup>。収賄の法定刑は贈賄よりも重くなっている。

【図表4】

条件	法定刑	公訴時効 <sup>16</sup>
金額が比較的大きい	5年以下の有期懲役または拘留	10年
金額が巨額	5年以上の有期懲役および罰金 <sup>17</sup>	15年

#### ② 刑法387条(組織収賄罪)

- a. 行為態様  
「他者の利益を図る」ことが処罰要件とされている。
- b. 財物、リポート、手数料について  
贈賄規制と同様である。

<sup>14</sup> 発票：日本の領収書に類似しているが、もともと課税額の決定を目的とする書類である点、また商品出荷と共に送付される場合等には請求書の役割も兼ねる点異なる。

<sup>15</sup> 最高人民検察院公安部の公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定(二)  
10条 中華人民共和國公安部ウェブサイト <http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3778/n4303/2417768.html>

<sup>16</sup> 刑法87条

<sup>17</sup> 本条における罰金の上限額についても、明示されていない

### ③不競法8条(贈収賄行為、記帳義務)

#### a. 主観的要件

賄賂による商品の販売または購入の機会獲得および条件改善を企図することが不競法における商業賄賂の定義の一部とされている。

#### b. 收受物・行為類型

不競法における贈賄の供与物・行為類型と同様である。それに加え、販売または購入時の賄賂の收受、強要が禁止されている。

## 6. 罰則

上述のとおり、刑法では有期懲役刑と罰金が科される。

不競法では、1万元以上20万元以下の過料および違法所得の没収が科される。

## 7. 小括

以上述べてきた事項を供与・收受物に着目して整理すると次のとおりである。

- (1) 現金および物品の供与・收受は、商業上の慣習による少額の宣伝用景品の範疇を超えるものであれば処罰の対象となる可能性がある。さらに個人による贈賄は1万元以上、組織による贈賄は20万元以上、収賄は個人・組織問わず5,000元以上であれば、当局に立件および訴追が義務付けられる。

また、不競法による規制については、財物以外のその他の手段による賄賂についても比較的広く規制の対象とされている。

なお、リスクを回避するために代理店等を経由して賄賂を提供する事例も見られるが、所期の目的を達せられる可能性は薄いとの見方が強いことを付言する。

- (2) 正確かつ法令の定めに従った記帳のないレポート、値引き、仲介手数料については、商業賄賂として処罰の対象となる。契約における支払費目と会計処理上の費目との不一致が当局の疑義を招くこともあるため、契約を所管する法務部門と会計処理を所管する経理部門との適切な連携による対応が必要である。

また、そもそも賄賂が発生しないよう、購買部門の内部統制、例えば職務分離や定期的なローテーション、ベンダー評価制度、社内の倫理教育制度等を整備し、外部業者等との癒着が発生しない環境作りを行うことが肝要である。

## II. 最近の動向、事例等について

- ① 習近平政権の重点課題の1つとして「反腐敗」が挙げられており、今後、賄賂の取締りはますます強化されていくと考えられる。検察等、当局担当者の姿勢にも変化が生じる可能性があり、従前どおりの贈答やレポートを行う場合にも注意が必要である。
- ② I.2.(3)で述べた英系大手製薬メーカーによる贈賄について、本捜査を受けて、米政府による海外腐敗行為防止法(The Foreign Corrupt Practices Act, FCPA)違反の捜査が行われるとの見方もある。商業賄賂自体はFCPAの規制対象ではないものの、商業賄賂に係る捜査を端緒とするFCPA違反の捜査により、米国ディスカバリ制度への対応のための多大な時間および費用が発生するおそれがある。

本件に限らず中国はその政治構造上、国営企業が多く、また公務員についても、国家

機関で公務に従事する者のみならず、所属団体を問わず公務に従事する者をすべて含む<sup>18</sup>ことから、商業賄賂が外国公務員贈賄につながりやすい状況にある。

商業賄賂の罰金は、過去の外資系企業の摘発事例で罰金が1億円に達するような事例は見当たらず、FCPAに比較すれば少額ではあるものの、英系大手製薬メーカーの事例で述べたような売上への影響や、FCPA捜査につながる可能性に鑑みれば、決して小さなリスクとはいえない。

- ③ 一方、社内規則に、贈答品の金額基準等を含む賄賂禁止条項を整備し、適切に運用していた企業が、従業員個人が引き起こした贈賄罪に係る責任認定を免れた判例も現れている。企業の取組みにより、賄賂リスクの低減が図れることを示す事例といえる。

### Ⅲ. 最後に

日本から見ると、中国の特殊リスクとも考えられる商業賄賂だが、汚職に関する世界的な規制として、昨今FCPAと同様、取り沙汰されている英国の贈収賄防止法(Bribery Act 2010, 英国BA)も、ビジネスに関わるあらゆる活動をその対象に含んでいる。さらに国連腐敗防止条約<sup>19</sup>においても、その第21条において、条約締約国に、民間部門における贈収賄を犯罪とすることを考慮するよう求めている。チャイナプラスワンとして、ますます日系企業の注目を集めているASEAN各国は、いずれも本条約の加盟国であり、マレーシアではすでに民間部門における贈収賄が禁止されている<sup>20</sup>。OECDも、英国BAやFCPAにおける規制強化の端緒となった、国際商取引における腐敗撲滅活動をより一層強化している。対応のための労は多いものの、中国で商業賄賂対応に取り組むことで得られるノウハウや経験は、今後のASEAN各国を含む新興国におけるビジネス展開においても、間違いなく活用できる<sup>21</sup>。

一方で、中国や新興国では、文化や慣習等に基づく贈答が広く行われており、贈答行為を抜きに顧客等との関係構築を行うことは困難な現状がある。この点、日本本社では日本の規制を念頭に置き、「自社に限って贈収賄につながるような問題が存在するはずがない」といった考えから、特段の対応をとらずに現地任せとしたり、あるいは現地の状況を確認することなく、金銭や利益の供与・收受を一律に禁止するルールを整備するなどして、現地駐在員をさらに追い詰める結果を招来するといった事例が見られる。単に規制の文言だけではなく、現地実務や背景にある文化等まで含めて理解した上で対応体制を決定しなければ、本当に実効的な対応体制とはならない。本社の責任を持った対応が不可欠である。この点だけをとらえても、海外事業展開を進める企業にとって、本社による現地任せではない海外子会社管理は、もはや必須であるといえよう。

KPMGビジネスアドバイザリー株式会社  
水戸 貴之

18 刑法93条

19 本稿執筆現在、日本は、本条約に署名はしているものの批准はしていない

20 マレーシア反汚職委員会法(Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009)16条

21 反腐敗活動に取り組むNGOである、トランスペアレンシー・インターナショナルの2012年CPI(腐敗認識指数)調査によると、中国の腐敗度は176か国中80位と評価されているが、それでも、タイ(88位)、インドネシア(118位)、ベトナム(123位)、カンボジア(157位)、ミャンマー(172位)等のASEAN諸国よりは腐敗の程度が低い

---

KPMGビジネスアドバイザリー株式会社

東京本社  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1丁目9番7号  
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー  
TEL : 03-3548-5305  
FAX : 03-3548-5306

名古屋事務所  
〒451-6031  
名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー  
TEL : 052-571-5485

[ba.kpmg.or.jp](http://ba.kpmg.or.jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG Business Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.